

令和5年第4回美瑛町教育委員会議事録

1 開 会

日 時 令和5年3月20日 午後1時30分
場 所 美瑛町役場2階会議室

2 出席委員 教育長 鈴木 貴 久
委員 二ツ川 越 子
委員 小野寺 晴 紀
委員 打 本 菜保子

3 欠席委員 委 員 小 杉 英 紀

4 説明員 管 理 課 長 梶 原 祐 治
公 民 館 次 長 松 本 光 昭
函 書 館 長 山 上 修 司
管 理 課 参 事 目 良 久 美
管 理 課 長 補 佐 三 浦 誠

5 傍 聴 人 2名

6 議事内容

議案第1号 美瑛町教育委員会の所管に係る美瑛町個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

議案第2号 美瑛町教育委員会傍聴人規則の一部改正について

議案第3号 美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第4号 美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

議案第5号 美瑛町立学校長の人事異動の内申について

議案第6号 課長等の任免について

報告第1号 美瑛町立学校職員の人事異動について

報告第2号 美瑛町教育委員会事務局職員の人事異動について

※ 議案第5号、議案第6号、報告第1号及び報告第2号は、人事案件につき非公開とする。

7 審議結果

議案第1号 原案決定

議案第2号 原案決定

議案第3号 原案決定

議案第4号 原案決定

議案第5号 原案決定

議案第6号 原案決定

報告第1号 承認

報告第2号 承認

8 閉 会 令和5年3月20日 午後2時10分

鈴木教育長	<p>それでは、只今から令和5年第4回美瑛町教育委員会議を開会します。本日の出席者は4人です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、本会議は、成立していることを報告します。</p> <p>次に、議事録の署名委員を、会議規則第25条により指名いたします。本日の会議の署名委員は、小野寺委員にお願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>それでは、最初に行政報告をいたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 行政報告 ～</p>
鈴木教育長	<p>以上が行政報告となります。只今の行政報告について、何か御質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">（「ありません。」の声）</p>
鈴木教育長	<p>よろしいですか。無いようですので、これで行政報告を終わります。</p>
鈴木教育長	<p>ここで、会議の進め方について、皆様にお諮りします。本日提出の議案第5号、議案第6号、それから報告第1号及び報告第2号については、人事案件となりますので、会議規則第9条第1項の規定により非公開としたいと考えておりますが、御異議ありませんか。</p>
教育委員	<p style="text-align: center;">～（「異議なし。」の声）～</p>
鈴木教育長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第5号、議案第6号、報告第1号及び報告第2号については、非公開として進めたいと思います。それでは、議案第1号、美瑛町教育委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護に関する法律等施行規則の制定についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">（「はい、管理課長。」の声）</p>

鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	<p>それでは、議案第1号につきまして御説明を申し上げます。議案集は、1ページと2ページ、資料につきましては、別冊資料集の1ページになります。今回の規則の制定は、個人情報の保護に関する法律が令和3年5月に改正され、これまで地方公共団体等が条例等に基づき運用していた、個人情報保護制度が法に統合されました。これに伴いまして、令和5年4月1日に美瑛町個人情報保護条例が廃止され、新たに、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されることから、本条例を引用する美瑛町教育委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いを定めるものです。それでは、先に議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第1号本則を朗読する ～</p> <p>次に、別冊資料の1ページになります。制定の趣旨を記載してございます。1の制定の趣旨は、冒頭提案理由の中で説明しましたので、省略させていただきます。2の改正概要ですが、第1条に本規則の目的を規定し、第2条では、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の引用について規定しています。附則では、施行期日と、美瑛町教育委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例施行規則の廃止について、規定してございます。3 施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。議案集の1ページに戻りまして、附則からになります。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第1号附則を朗読する ～</p> <p>以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
鈴木教育長	<p>只今、議案第1号の提案理由の説明がありました。これについて、質疑を受けたいと思います。何か質疑はありますか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません。」の声)</p>

鈴木教育長	<p>無いようですので、議案第1号、美瑛町教育委員会の所管に係る美瑛町個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「はい。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第1号については、原案のとおり決定させていただきます。次に議案第2号、美瑛町教育委員会傍聴人規則の一部改正についての件を議題といたします。事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(「はい、管理課長。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>はい、梶原管理課長。</p>
梶原管理課長	<p>それでは、議案第2号につきまして御説明を申し上げます。議案集は3ページ。資料につきましては、別冊資料の2ページと3ページになります。今回の改正は、平成27年4月に施行した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の長は教育長と定義されたことに伴う文言整理のため、本規則の一部を改正するものです。それでは、先に議案を朗読します。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第2号全文を朗読する ～</p> <p>なお、資料の説明は省略したいと思います。以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>只今、事務局から説明がありました。只今の議案第2号について、質問等がありますか。無いようでしたら、議案第2号、美瑛町教育委員会傍聴人規則の一部改正について決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「はい。」の声)</p>

鈴木教育長	<p>それでは、議案第2号については、原案のとおり決定させていただきます。次に議案第3号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件を議題といたします。事務局から提案理由の説明願います。</p> <p style="text-align: center;">（「はい、管理課長。」の声）</p>
鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	<p>議案第3号につきまして、御説明を申し上げます。議案集は4ページ。資料につきましては、別冊資料の4ページから6ページになります。今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等が段階的に引き上げられ、新たに管理監督職勤務上限年齢制が導入されることから、本規則の一部を改正するものです。それでは議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第3号本則を朗読する ～</p> <p>次に、別冊資料の4ページになります。改正の趣旨を記載してございます。1の改正の趣旨は、冒頭提案理由で説明しましたので省略させていただきます。2の改正概要ですが、管理職手当の支給対象となる職の勤務上限年齢が60歳とされ、当該年齢に到達した日後の最初の4月1日（特定日）から延長後の退職日までの間、他の職（非管理監督職）へ降格を行う必要があることから、事務局組織に新たな職を定めるものです。3の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものです。なお、5ページ6ページの新旧対照表の説明は、省略いたします。議案書の4ページ附則からになります。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第3号附則を朗読する ～</p> <p>以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>

鈴木教育長	<p>只今、事務局から議案第3号の説明がありました。これから議案第3号について質疑を行います。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>無いようでしたら、議案第3号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第3号については、原案のとおり決定させていただきます。次に議案第4号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題といたします。事務局から提案理由の説明願います。</p> <p>(「はい、管理課長。」の声)</p>
梶原管理課長	<p>議案第4号につきまして、御説明を申し上げます。議案集は、5ページと6ページ。資料につきましては、別冊資料の7ページから9ページになります。今回の改正は、利便性を求める地域要望により規則を改正するものです。それでは、先に議案を朗読いたします。</p> <p>～ 議案第4号本則を朗読する ～</p> <p>次に、別冊資料の7ページになります。改正の趣旨を記入してございます。1につきましては、冒頭説明しましたので省略させていただきます。2の改正概要ですが、2便と3便の時間を変更するものでございます。現行の2便は、美瑛中学校発が15時11分ですが、6時間目の授業が15時15分までであり、下校時間が15時30分ということで、現行の時間から25分遅れで運行するものです。関係する行政区の承諾や了解はいただいておりますが、現在、小学校と調整をしております。この時間は若干変更になる場合が考えられます。その部分のみ、お含みいただきたいと思っております。3の施行期日は、令和5年4月6日です。令和5年度の始業日に合わせて行うということです。議案集の6ページに戻ります。</p> <p>～ 議案第4号附則を朗読する ～</p> <p>以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>

鈴木教育長	<p>只今、事務局から議案第4号についての提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質問等は何かありますか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>無いようでしたら、議案第4号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第4号については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>冒頭申し上げましたように、この後の議案第5号、議案第6号、報告第1号及び報告第2号は非公開となりますので、傍聴者の方は退場願います。</p>

以下、非公開

鈴木教育長	<p>提出案件については、以上となります。その他事務局から提案事項はありますか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>委員の皆様方から何かございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、以上をもちまして、令和5年第4回美瑛町教育委員会会議を閉会します。ありがとうございました。</p>